

医 第448-2号
令和6年7月30日

さいたま市保健所長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長 } 様

埼玉県保健医療部長（公印省略）

重複受診、重複処方について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療機関への適正受診及び医薬品の適正処方については、管内医療機関及び薬局に対して御指導いただいておりますが、短期間に複数の医療機関を受診し、処方箋を薬局に持ち込む事例が発生しており、医療費の増大のみならず、重複投与による受診者の身体への負担も懸念されています。

については、医療機関や薬局に対し、立入検査等の機会を通じて重複受診の有無を確認するなど御指導いただきますようお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会及び一般社団法人埼玉県薬剤師会に対しては、別添のとおり会員への周知を別途依頼しましたことを申し添えます。

担当 医療整備課医務・医療安全相談担当

電 話：048-830-3539

F A X：048-830-4802

E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

薬務課薬物対策・献血担当

電 話：048-830-3633

F A X：048-830-4806

E-Mail：a3620-07@pref.saitama.lg.jp